

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集Ⅰ


**理解度見ながら密着指導**  
**未熟練者の安全教育**  
橋爪建設

特集Ⅱ

**健康ランチを一部補助**  
**数値目標設定しカラダづくり**  
キューサイ

ニュース

**週休2日確保考慮へ**  
国交省 働き方改革で発注者向け指針

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは  
 0120-972-825  
安全衛生動画レポートも配信中です

2020  
12 / 15  
No.2368



## 接客していた販売員がコロナ感染

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21  
社会保険労務士事務所たすく  
宮城会

代表  
中島  
文之

第319回

接客していた販売員がコロナ感染

### ■ 災害のあらまし ■

小売店で店頭での接客業務などに従事していた販売員Xが、発熱や咳などの症状を発したためPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルスの陽性反応が出た。

### ■ 判断 ■

管轄の労働基準監督署においてXの勤務実態を調査したところ、感染経路の特定には至らなかったが、発症前14日間の業務において、日々数十人と接客し商品の説明などを行っていたことが認められた。

一方、発症前14日間の私生活における外出は、日用品の購入や散歩などにとどまり、私生活での感染リスクは低いとされた。医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、Xの感染は業務により引き起こされた蓋然性が高いとの意見が示された。

以上の経緯により、Xの感染はその経路こそ特定されないものの、顧客との近接や接触が多い労働環境の下で行われたものと認められることから、業務により感染した蓋然性が高く、業務上と判断された。

### ■ 解説 ■

新型コロナウイルス感染症に関しては本稿執筆時点で未だ解明されていない点が数多く残されているものの、こと業務上外の判断に関していえば、その判断基準は従来のもので大きく変わるところはない。すなわち、労働者の新型コロナウイルスへの感染と従事する業務との間に相当因果関係が認められるか否かという考え方にに基づき、労働基準法施行規則別表第1の2第6号（細菌、ウイルスなどの病原体による疾病）の1（診療、看護、介護または研究その他の目

的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾病) または 5 (その他、細菌やウイルスなどの病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病) に該当するか否かを判断することとなる。

もっとも新型コロナウイルス感染症に関しては、すでにわが国全体で万単位の感染事例が報告されている疾病であり、また無症状の感染者によって感染が拡大するリスクがあるという特性を備えていることも明らかになっている。そのため、上記の判断に際しては、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合にはこれに該当するものとして運用することとされた。

その具体的な取り扱いは、新型コロナウイルスへの感染が日本国内で発生したか否かによって異なっており、本稿では日本国内での発生事例に絞って解説する。まず医療従事者や介護従事者などが新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として業務上の疾病と判断される。またそれ以外の業務に従事する労働者であっても、感染経路が特定され感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、同じく業務上の疾病として扱われる。

医療従事者や介護従事者など以外の労働者で感染経路が特定されなかった場合でも、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境の下で業務に従事していた労働者が感染した場合には、業務により感染した蓋然性が高く業務に起因したものと認められるか否かを個別の事案に即して判断するとされている。この場合における「感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境」とは、複数の感染者が確認された労働



環境または顧客などの近接や接触の機会が多い労働環境を指す。またこの判断をする際には、最長で 14 日間とされる新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況などを調査したうえで、医学専門家の意見も踏まえ判断することとされた。本稿で取り上げた事例は、正にこのパターンに当てはまるものである。

新型コロナウイルスは、主に飛沫感染(感染者の飛沫と一緒にウイルスが放出され、他人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染すること)と接触感染(ウイルスが付着した物に触れた手で自らの口や鼻に触れることにより、粘膜を通じて感染すること)により感染すると考えられている。そのため、いわゆる「夜の街」や家庭内、大人数での会食などで感染が拡大した事例が多く報じられているが、飛沫感染や接触感染のリスクは職場にも同様に存在する。

すでに多くの職場で消毒液の常備や出勤時の検温、透明ビニールカーテンの設置などといった取組みを進めていることと思われるが、労働環境がいわゆる「三密」(密閉・密集・密接)の状態にある限り、その効果は十分に発揮されにくい。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)